

業務報告書

改正後				現行			
(業務報告書雛形) 第何期業務報告書 平成 年 月 日ヨリ平成 年 月 日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 (略) 自平成 年 月 日 一 第何期 事業概況書 至平成 年 月 日 (略) 二 第何期末 (年 月 日現在) 貸借対照表				(業務報告書雛形) 第何期業務報告書 平成 年 月 日ヨリ平成 年 月 日ニ至ル間ノ業務ノ成績左ノ通及報告候也 (略) 自平成 年 月 日 一 第何期 事業概況書 至平成 年 月 日 (略) 二 第何期末 (年 月 日現在) 貸借対照表			
科 目		金 額	科 目		金 額		
(資 産 の 部)		円	(負 債 の 部)		円		
(略)			(略)				
未 収 収 益			そ の 他 負 債				
そ の 他 の 資 産			納 税 充 当 金				
有 形 固 定 資 産			未 払 費 用				
建 物			前 受 収 益				
土 地			リ ー ス 債 務				
リ ー ス 資 産			資 産 除 去 債 務				
建 設 仮 勘 定			そ の 他 の 負 債				
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産			賞 与 引 当 金				
(略)			(略)				
資 産 の 部 合 計			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計				
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。				1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。			
(1)~(3) (略)				(1)~(3) (略)			
(4) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項				(新設)			
(5) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項				(新設)			
(6) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する持分法損益等に関する事項				(新設)			
(7)~(23) (略)				(4)~(20) (略)			
2~5 (略)				2~5 (略)			
(以下略)				(以下略)			

附属明細書

改正後	現行
<p>(附属明細書ひな形)</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 会社役員{ 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職(会社法施行規則第 121 条第 7 号に規定する重要な兼職をいう。以下同じ。)</u>に該当する者の兼務の状況 (重要でないものを除く。)を記載すること。また、無尽業法第 19 条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の法人等の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者その他これに類する者を兼ねることが重要な兼職に該当する者の兼職の状況</u> (重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の<u>法人等</u>が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(附属明細書ひな形)</p> <p style="text-align: center;">第 期 { 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業報告に関する事項</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 会社役員{ 年 月 日から 年 月 日まで } 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1 本表における「会社役員」とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。</p> <p>2 取締役又は執行役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況</u> (重要でないものを除く。)を記載すること。また、無尽業法第 19 条の規定に基づき金融庁長官の認可を受けている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>3 監査役については、<u>他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社法第 598 条第 1 項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況</u> (重要でないものを除く。)を記載すること。</p> <p>4 兼務する他の<u>会社</u>が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。</p> <p>(2) (略)</p>